

議案第 27 号

羽曳野市介護サービス費等貸付基金条例を廃止する条例の制定
について

羽曳野市介護サービス費等貸付基金条例を廃止する条例を別紙のように制定する。

平成 28 年 2 月 23 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

介護サービス費等に係る受領委任払い制度の普及に伴い、介護サービス費等貸付基金による貸付の必要性及び基金設置の意義がなくなったことから、同基金を廃止するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市介護サービス費等貸付基金条例を廃止する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市介護サービス費等貸付基金条例(平成12年羽曳野市条例第17号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。